

警察庁長官殿

全国自死遺族連絡会
田中幸子
自死遺族の個人会員 2900 人

要 望 書

全国自死遺族連絡会は、2008年1月に発足した、自死遺族による自死遺族のためのネットワークで、現在約2900人の自死遺族個人を会員とする任意団体です（4月、一般社団法人登録完了）当連絡会では会員ネットワークを通じて、自死遺族からさまざまな相談受付およびその支援に取り組んでいます。

❖地域自殺対策推進センター（仮称）の自死遺族の情報収集について❖

◆全国に自殺対策センターの設置について

専門家による相談体制整備

（厚労省、16年度から。2015年09月26日 共同通信の配信記事より）

自殺防止の推進に向け、厚生労働省が2016年度以降、全ての都道府県と政令指定都市（計67自治体）に「地域自殺対策推進センター（仮称）」を設置。専門家による相談体制や情報提供の充実を図る。16年度予算の概算要求に4億5500万円を盛り込んでおり、各自治体に事業費を出す。内閣府が担ってきた政府の自殺対策は16年度から厚労省に移管される。自殺の背景は、介護疲れや失業問題など地域によって傾向があるとされ、今後は地域住民の実情をより詳細に把握し、きめ細かな対応を目指す。

厚労省によると、国が補助金を出している地域の自殺対策の拠点「地域自殺予防情報センター」と呼ばれ、既に全国31の自治体にある。地域自殺対策推進センターは、この機能を強化し、他の36自治体には新たに補助金を出す形で設置する。各自治体が運営し、市町村による行動計画の策定や、自殺者のデータ分析などをサポートする。

また、薬剤師や理容師、飲食店経営者など地域のさまざまな立場の人を対象に、周囲の人の自殺の兆候に気づいて相談や支援につなげる「ゲートキーパー」の研

修を実施。医師や精神保健福祉士らが、家族を自殺で失った人や自殺未遂者の相談に乗り、地域で活動する民間団体や必要な福祉サービスなどの情報提供を行う。一方、これとは別に同省は16年度から、警察や学校、民間団体による連携強化を目指す「地域自殺対策連携調整会議（仮称）」も新たに全国の市町村に設置する考えだ。それぞれ定期的に会合を開いて情報交換し、地域の課題を共有する。同省は、06年の自殺対策基本法施行を機に、国立精神・神経医療研究センターに設立された自殺予防総合対策センター（東京）の機能強化を図る方針を既に決定。16年度以降、同センター内に「地域連携推進室」を新設し、自治体による対策の企画立案を支援する。

◆【自殺対策の更なる推進を求める決議（案）】より抜粋

自死遺族支援の強化

9. 全都道府県に「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置すること ▼基本法の第十八条に「国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする」と謳われている。

▼大綱に「遺された人への支援を充実する」として、「遺族の自助グループ等の運営支援」「遺族等のための情報提供の推進等」「遺児への支援」等が謳われている。

▼1人が自殺で亡くなると、少なくとも周囲の4～5人が大きな影響を受けるといわれている。2008年時点で、全国の自死遺族の人数は300万人と推計されている（未成年の自死遺児は9万人）。

▼『自殺実態白書2008』によれば、自死遺族の3割以上が「家族を自殺で亡くした直後、自分も死にたいと考えた」と答えている。また、家族や親族等との人間関係の問題、借金や生活苦といった経済的な問題、身体や心の健康の問題等を、複合的に抱え込みがちであることが分かっている。

▼東京都は、自死遺族を対象とした専用のリーフレットを作成し、監察医務院等を通じて、遺族となった都民にリーフレットを配布することで、遺族支援に関する情報の周知に努めている。しかし、他の道府県の多くは、当該地域の自死遺族支援に関する情報の集約すらできておらず、当然、自死遺族に対して適切な情報提供ができていない。

▼2006年の基本法施行以降、全国各地に自死遺族支援が広がっているが、それらの情報が自死遺族に適切に伝わっているとは言い難い。そのため各都道府県に、自死遺族支援に関する情報を一元的に集約する機能を持った「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置し、当該地域において家族を自殺で亡くしたすべて

の人に対して、支援策情報を伝えるための仕組みを警察等と協力して整えるべきである。

▼参考：「犯罪被害者等支援法（平成 16 年 12 月成立）」に基づいて策定された「犯罪被害者等支援 基本計画（平成 17 年 12 月閣議決定）」で、「内閣府において、首長部局に対し、施策を総合的に推進するための要となる「施策担当窓口部局」の確定とともに、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う「総合的な対応窓口」の設置を要請すること」とされた。

以上の決議書の中で私たち自死遺族が危機感を抱き今回の要望としているのは
▼2006 年の基本法施行以降、全国各地に自死遺族支援が広がっているが、それらの情報が自死遺族に適切に伝わっているとは言い難い。そのため各都道府県に、自死遺族支援に関する情報を一元的に集約する機能を持った「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置し、当該地域において家族を自殺で亡くしたすべての人に対して、支援策情報を伝えるための仕組みを警察等と協力して整えるべきである。

という箇所であります

【自死遺族支援の強化についての要望の要旨】

2015 年 6 月現在 全国 47 都道府県において、自死遺族が集える会は 260 か所以上存在し、また「心の支援」だけではない「総合支援」を目的とする窓口も様々な専門家団体で構築されてきています。そしてさらには地方自治体との官民協働での支援の仕組みも作られてきている中で、今更、**自死遺族支援の強化のために各都道府県に、自死遺族支援に関する情報を一元的に集約する機能を持った「自死遺族支援地域センター（仮）」を設置し、当該地域において家族を自殺で亡くしたすべての人に対して、支援策情報を伝えるための仕組みを警察等と協力して整えるべきである。**

という対策は、自死遺族支援の現状を把握していないものであります。

それを示すひとつの例として

宮城県は 2006 年から官民協働の「宮城県自死遺族支援連絡会」が設立され、4 か月に一度の定例会を開催し、合同での自死遺族支援の周知のためのイベントを実施し、県内各地域の自治体の広報ポスターへの掲載や、ホームページへの掲載、また各民間団体のリーフレットの配布協力や、市政だよりへの掲載や相談機関の冊子等への掲載と県内全戸配布の実施、それに加えて、専門家団体の「みやぎの萩ネットワーク」との連携でチラシやポスターや相談機関の掲載冊子の県

内全域の交番等への配布が実施されようとしています。このような方法が実施されている宮城においては、遺族支援のための支援先の情報を遺族に伝える方法として、新たにセンターを立ち上げるまでもなく、また遺族の情報を集約一元化する必要もなく、全ての遺族に支援先を伝えることができ、個人情報保護法の問題を考えることもなく、遺族の情報が漏れる心配もなく、遺族が支援先を知ることができます。

このような方法で、支援の充実を図る方法はあります。

しかし、この赤字の部分を実行されたら、遺族は現在住んでいる地域から逃げ出さなければならない状況に追い込まれることも考えられ、支援ではなく、遺族を追い込み、遺族の生活基盤さえも奪うことにもなりかねないセンターとなるでしょう。

その理由は

自死遺族は今の社会においては 差別と偏見の中で生きています、そのために遺族のほとんどは、自死ということを隠して暮らし、「病死」「事故死」「突然死」または生きてると「生死」さえ偽って生きている遺族もいます。

それは、「自殺」という言葉で表現しているように、自らを殺した、「罪」のある死ということで親戚や周囲に責められたり、遺族自身もまた世間に悪いことをしたという意識をもち、また商法の中にある「自殺は故意の死である」という文言や民法における「瑕疵担保責任」の解釈「精神的瑕疵」「気味が悪い死」「穢れた死」という意味で、不動産売買や賃貸契約においては、事故物件としての告知義務が課せられていますので、賃貸物件の家賃の賠償金問題等が発生し、莫大な金額が遺族に請求されていますし、不動産売買においても、価値が下がることは裁判での判決にも示されている事でもあります。

「自死があった店からは物は買わない」とか、「自死があった家の娘は嫁にもらわれない」とか、また「自死した嫁は夫の墓には埋葬しない」ということで実家にお骨が返されたりしています。婚約破棄なども報告され、葬儀の拒否や戒名の差別も存在しているのが現実です。(参考資料を添えます)

自死遺族がまだまだ自死を語れる社会になっていない現実を無視し、遺族を追い込んでまで、強引に支援という名の下に、自死遺族の個人情報が新たに設置されるセンターに集める必要が説明されていません。

遺族も必要な場合は支援先を探しますので、遺族を探すのはやめてください。

自死や自死遺族等への差別的問題は 2008 年から全国自死遺族連絡会が取り組み、2010 年に「自死遺族等権利保護研究会」の設立と「自死遺族との二次被害相談センター」の立ち上げを行い、周知のためのシンポジウムや、相談電話の開催をし、また各省庁への要望も実施してきたところです。

そして、この問題に取り組んでいただくために野田聖子議員を代表世話人にし

て「自死遺族等支援を考える議員連盟」も2014年にたちあげたところです。
是非とも 自死遺族を追い込み、個人情報保護法違反にもなりかねない、自死遺族等支援の強化についての内容の見直しをお願いいたします。
自死遺族支援という前に自死遺族を追い込まないでください。

要望への賛同の会

- ❖ 北海道札幌市「ノンノの会」
- ❖ 青森県青森市「空の会」
- ❖ 秋田県秋田市「結いの会」
- ❖ 岩手県盛岡市「循環の会」
- ❖ 岩手県盛岡市「風の会」
- ❖ 山形県山形市「青い会」...
- ❖ 宮城県仙台市「藍の会」栗原市「クローバーの会」石巻市「たんぽぽの会」
大崎市「菜の花の会」大河原市「マロニエの会」気仙沼市「瑠璃の会」
- ❖ 福島県郡山市「えんの会」福島市「えんの会」
- ❖ 埼玉県さいたま市「なないろの集い」
- ❖ 東京都世田谷区「みずべの集い」渋谷区「みずべの集い」
- ❖ 茨城県水戸市「さざれの集い」
- ❖ 栃木県宇都宮市「オレンジいろの会」鹿沼市「ひなたぼっこ」
- ❖ 神奈川県横浜市「虹のかけはし」川崎市「カーネーションの集い」
- ❖ 新潟県新潟市「逢うる」長岡市「とまり樹」
- ❖ 長野県長野市「やまなみの会」松本市「やまなみの会」
上田市「やまなみの会」
- ❖ 石川県金沢市「ほっとの会」
- ❖ 静岡県静岡市「心の絆をはぐくむ会」
- ❖ 鳥取県鳥取市「コスモスの会」
- ❖ 鳥取県米子市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
- ❖ 広島県広島市「小さな一歩ネットワーク広島・希望の会」
- ❖ 広島県三次市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
- ❖ 広島県尾道市「逢いたい～ぼちぼちの集い」
- ❖ 大阪府大阪市「わかちあいの会」 4月開催予定
- ❖ 島根県安来市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」雲南市「逢いたい～ぼちぼちの集い～」
- ❖ 島根県松江市・出雲市・浜田市・益田市・大田市・しまねわかちあい「虹」
- ❖ 山口県岩国市「木洩れ陽」

- ❖ 福岡県久留米市「九州モモの会」
- ❖ 沖縄県那覇市「くくむいの会」

- ❖ 東京・兄弟姉妹の会「テルテル」
- ❖ 大阪兄弟姉妹の集い
- ❖ 大阪市・名古屋市「ナインの会」(キリスト教の信徒の自死遺族の集い)
- ❖ 自死遺族等権利保護研究会
- ❖ 自死遺族等二次被害相談センター
- ❖ 過労死・過労自死「東北希望の会」
- ❖ 宮城県仙台市・石巻市・気仙沼市・子供を亡くした親の会「つむぎの会」